

「青森県林地開発許可基準」の一部改正新旧対照表

改 正 後	現 行
青 森 県 林 地 開 発 許 可 基 準	青 森 県 林 地 開 発 許 可 基 準
平成 6 年 9 月 2 7 日 制 定 平成 1 5 年 4 月 1 1 日 一 部 改 正 令和 5 年 6 月 2 6 日 全 部 改 正 令和 8 年 月 日 一 部 改 正	平成 6 年 9 月 2 7 日 制 定 平成 1 5 年 4 月 1 1 日 一 部 改 正 令和 5 年 6 月 2 6 日 全 部 改 正
前文及び第 1 (略)	前文及び第 1 (略)
<p>第 2 災害を発生させるおそれに関する事項（森林法第 10 条の 2 第 2 項第 1 号関係） 次に掲げる基準に適合するものであること。 ただし、宅地造成及び特定盛土等規制法（昭和 36 年法律第 191 号）第 12 条第 1 項の許可、同法第 16 条第 1 項の変更の許可、同法第 30 条第 1 項の許可又は同法第 35 条第 1 項の変更の許可を要する開発行為の場合は、同法の許可の基準並びに 1、5 及び 7 から 11 までの基準に適合することをもって、法第 10 条の 2 第 2 項第 1 号に該当しないものとする。</p> <p>1 ～ 6 (略)</p> <p>7 洪水調節池等の設置等 前文及び(1)、(2) (略)</p> <p>(3) 洪水調節の方式は、原則として自然放流方式であること。ついで、必要に応じて、透水性のある地質調査等により浸透型施設でも問題がない明確な根拠が示されるときは、透水性のある箇所又は流出の流路を助長するおそれがないこと。</p> <p>(4)、(5) (略)</p> <p>8 ～ 11 (略)</p>	<p>第 2 災害を発生させるおそれに関する事項（森林法第 10 条の 2 第 2 項第 1 号関係） 次に掲げる基準に適合するものであること。</p> <p>1 ～ 6 (略)</p> <p>7 洪水調節池等の設置等 前文及び(1)、(2) (略)</p> <p>(3) 洪水調節の方式は、原則として自然放流方式であること。ついで、必要に応じて、透水性のある地質調査等により浸透型施設でも問題がない明確な根拠が示されるときは、透水性のある箇所又は流出の流路を助長するおそれがないこと。</p> <p>(4)、(5) (略)</p> <p>8 ～ 11 (略)</p>
第 3、第 4 (略)	第 3、第 4 (略)

